

備品管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項											
<p>北大阪高等職業技術専門校</p>	<p>備品出納簿に記載されている下記の備品について、現物を確認することができなかった。</p> <table border="1" data-bbox="507 575 1641 737"> <thead> <tr> <th data-bbox="507 575 744 653">品種</th> <th data-bbox="744 575 1032 653">品目 商品名</th> <th data-bbox="1032 575 1317 653">当初受入年月日</th> <th data-bbox="1317 575 1466 653">数量</th> <th data-bbox="1466 575 1641 653">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="507 653 744 737" rowspan="2">機械器具類</td> <td data-bbox="744 653 1032 695">製図器具類</td> <td data-bbox="1032 653 1317 695" rowspan="2">平成4年2月28日</td> <td data-bbox="1317 653 1466 695" rowspan="2">1</td> <td data-bbox="1466 653 1641 695" rowspan="2">208,369円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="744 695 1032 737">製図機械システム</td> </tr> </tbody> </table>	品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額	機械器具類	製図器具類	平成4年2月28日	1	208,369円	製図機械システム	<p>検出事項について、原因を確認し、速やかに是正措置を講じるとともに、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 一 備品出納簿 (様式第39号)</p> </div>
品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額									
機械器具類	製図器具類	平成4年2月28日	1	208,369円									
	製図機械システム												
<p>措置の内容</p>													
<p>現物が確認できなかった原因は、令和3年度に不用決定を行わずに当該備品を廃棄したためであり、令和7年1月不用決定を行った。 再発防止に向けて指摘事項を所属職員に周知し、今後は、物品を廃棄する際は備品登録されていないか十分に確認するとともに、毎年度複数人で備品の現物確認を行い、適正な物品管理ができるよう徹底する。</p>													